

整理番号 /

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー

支出証 拠書

781 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 大石 哲 司)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内 容	事務所賃借料 (5月分)		
年 月 日	2019年5月1日~2019年 5月31日	金 額	60,000 円

目 的	事務所の借上げ
使 途	5月分賃借料
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

キャッシュサービス ご利用控
 毎度ご利用いただきありがとうございます

5A 浜松いわた信用金庫

お取引日	取扱金庫・店番	機器・取扱通番		
31-04-01	1503015-ウ248			
カード発行金融機関・店番	口座番号			
万円(位)	千円(位)	百円(位)	円(位)	お取引金額
000	000	000	000	¥120,000*
お取引内容				お取引後残高
支払い				*****
手数料	¥0	ページ	硬貨	
時刻	10:43	おつり		

浜松磐田信用金庫
 西ヶ崎支店
 マルミコスギ オリモノ(カ様
 当座 0000002272
 オオイツ テツツ 様
 TEL053435-0057

 *印紙税申告納
 *付はる等浜松西
 税務書承認済

ご利用ありがとうございました。

按分の理由 政務活動と後援会活動 で按分	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	120,000円	1 / 2 %	60,000円

整理番号 2

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチャー 支出証拠書 (各種団体年会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・大石哲司)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	「徳川みらい学会」年会費		
年月日	平成31年4月4日~平成	年月日	金額 10,108円

会の趣旨・目的	平成31年度 徳川みらい学会への入会
会の活動内容等	徳川みらい学会事務局の主催により、年6回程度の講演会を開催
政務活動・県政との関連性	環境問題や地域外交を積極的に進める本県において、江戸時代の「究極の循環型社会システム」や経済文化交流を基軸とした平和外交政策等は、参考にすべき点が多々あると考え、調査研究した成果を委員会活動等に生かしていく。

《領収書貼付枠》

ご利用明細

静岡銀行

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号	057
31.04.04		
銀行番号	店番号	科目
0346		
お取扱店	お取引内容	お取引金額
お取引出し		¥10,000
お取扱数	お取引回数	お取引回数
おつり	残高	
キャンセル	手数料	時刻
	¥10810470050	

オカ
フクチヨウ
普通
クカワミライカツカイ 様

オイン ナツシ 様
EL053-435-0057

06.520.38 (裏面もご覧ください)

(送金手数料を含む)

※ 添付書類：(徳川みらい学会 定款)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動に係るものである。	10,108円	100%	10,108円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

NPO法人ポータルサイト

特定非営利活動法人徳川みらい学会 行政入力情報

行政入力情報

更新年月日：2019年03月08日

所轄庁	静岡市
主たる事務所の所在地	静岡県静岡市葵区
従たる事務所の所在地	-
代表者氏名	熱川 裕
設立認証年月日	2016年07月13日
定款に記載された目的	この法人は、徳川みらい学会の事業運営の他、静岡市民に対して、ふるさとの歴史文化を学び、守る活動や新しい文化に創造を図り、静岡市の活性化に寄与する様々な事業を行い、合わせて静岡市の歴史や文化に関わる施設を支援する事業を行うことで、そこに住む人が誇りを持ち、人々に愛され、魅力ある街づくりに寄与することを目的とする。
活動分野	社会教育／まちづくり／観光／学術・文化・芸術・スポーツ／国際協力／子どもの健全育成／経済活動の活性化／連絡・助言・援助
法人番号	6080005006905
監督情報	-

閲覧書類等

更新年月日：2019年02月05日

2017年度	2017年度事業報告書等(PDF形式：320KB)
2016年度	2016年度事業報告書等(PDF形式：203KB)
定款等	定款(PDF形式：724KB)
閲覧書類備考	※事業報告書の欄に、活動計算書等が一括して掲載されている場合があります。

所轄庁情報

内閣府のNPO法人に関するデータベースは、所轄庁に提出された書類をもとに、所轄庁の担当者が登録を行っております。実際の設立や変更から反映までに時間がかかる場合があります。御了承ください。

法人検索結果で得られる個別の法人情報及び閲覧書類、または所轄庁ごとの最新情報に関する問い合わせは、各法人の所轄庁へお問い合わせください。

問い合わせ先	静岡市 市民局 市民自治推進課 静岡市葵区追手町5番1号 054-221-1372
ホームページURL	http://www.city.shizuoka.jp/601_000062.html

① この画面では、表示されているURLへのリンク、組織情報および閲覧書類のダウンロード機能はご利用いただけません。上記の機能をご利用の場合は「NPO法人情報詳細画面へ戻る」を押し、詳細画面を表示してください。

特定非営利活動法人徳川みらい学会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人徳川みらい学会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市葵区内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、徳川みらい学会の事業運営の他、静岡市民に対して、ふるさとの歴史文化を学び、守る活動や新しい文化の創造を図り、静岡市の活性化に寄与する様々な事業を行い、合わせて静岡市の歴史や文化に関わる施設を支援する事業を行うことで、そこに住む人が誇りを持ち、人々に愛され、魅力ある街づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 観光の振興を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 経済活動の活性化を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①徳川みらい学会の活動に関わる事業
 - ②歴史文化に関する学習機会の提供事業
 - ③定期的な講演会の機会の提供事業
 - ④特別講演会、シンポジウムの機会の提供事業
 - ⑤市民が誇りに思える静岡市の街づくりや活性化に寄与する事業
 - ⑥その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体
- （入会）

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

（退会）

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

（種別及び定数）

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上
 - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

（選任等）

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 46 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日

から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的な方法等をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 47 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者等又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載し

た議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項に

ついて書面あるいは電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(資産の管理)

第 39 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 40 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 41 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 42 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 43 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 44 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 45 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 46 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 47 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 48 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 49 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散の時点における総会において議決されたものに

譲渡するものとする。

(合併)

第 50 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 51 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイトに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 52 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	熱 川 裕
副理事長	久 保 田 隆
理事	大 場 知 明
同	松 下 友 幸
同	知 久 昌 樹
同	鈴 木 理 久
監事	齋 藤 康 博

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 29 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び年会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正個人会員入会金	0 円
正会員年会費	10,000 円

(2) 賛助会員入会金	0円
賛助会員年会費	10,000円

附 則

この定款は2018年10月1日から施行する。

整理番号	3
------	---

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

779 - 004

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 大石 哲 司)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広報費</u> ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	インターネット・ホームページ契約料金		
年 月 日	平成31年 4月17日~平成 年 月 日	金 額	5,197 円

目 的	インターネット・ホームページのドメイン取得
使 途	2019年5月から 3月 分の支払い
政務活動・ 県政との 関連性	県政情報の発信等

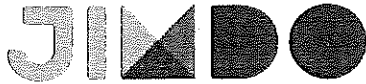
《領収書貼付枠》

請求額 $10,395 \text{円} \times \frac{1}{2} = 5,197 \text{円}$

別紙のとおり

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	10,395 円	1 / 2 %	5,197 円

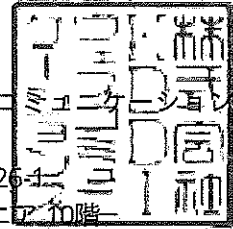
※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



大石 哲司 様
4313114
静岡県 浜松市東区積志町496-1

日本
ensyuu@bigstone.name

株式会社KDDIウェブコミュニケーションズ
〒107-0062
東京都 港区 南青山2-26-4
南青山ブライツスクエア10階
billing@jimdo.jp



領収書

下記、正に領収いたしました。

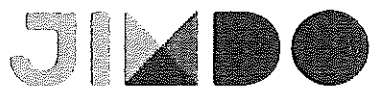
領収金額: ¥11,340
支払い方法: JCB
領収日: 2019/04/17

請求書番号 INV03555075

2019/04/17

ジンドゥークリエイター Pro プラン 12ヶ月 ご契約期間: 2019/04/17 - 2020/04/17	¥11,340
ドメイン	¥1,620
ディスカウント (初回契約時のみ ドメイン 無料)	¥-1,620
	領収金額 ¥11,340

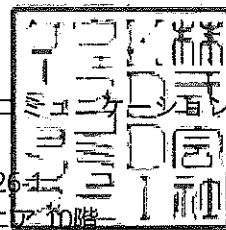
* JimdoはドイツJimdo社より独占ライセンスを受け、KDDIウェブコミュニケーションズが日本のお客様に提供しているサービスです。



大石 哲司 様
4313114
静岡県 浜松市東区積志町496-1

日本
ensyuu@bigstone.name

株式会社KDDIウェブコミュニケーションズ
〒107-0062
東京都 港区 南青山2-26-1
南青山ブライツスクエア10階
billing@jimdo.jp



平素よりジンドゥーをご利用いただきありがとうございます。下記のとおりご請求申し上げます。

請求書

請求書番号 INV03555075

請求日: 2019/04/17

ジンドゥークリエイター Pro プラン 12ヶ月 ご契約期間: 2019/04/17 - 2020/04/17	¥11,340
ドメイン	¥1,620
ディスカウント (初回契約時のみ ドメイン 無料)	¥-1,620
請求金額	¥11,340

【お支払いに関して】

お支払いは請求日から1週間以内をお願いいたします。

- * 銀行振込の場合、お支払いが完了するまでに4から5営業日ほどかかります。
- * お支払いが未完了のまま請求日から1週間以上が経ちますと、お支払いをお願いするメールが送信されます。すでにお支払い済みで行き違いとなる場合もありますため、恐れ入りますがあらかじめご了承ください。
- * 振込手数料は振込人負担でお願いいたします。
- * お支払い期限が金融機関休業日の場合は、前営業日までにお振込みください。
- * お支払いが完了するまで振込明細書をお手元に保管ください。

【ドメイン費用に関して】

以下のドメインについては、初回契約時無料でご利用いただけます。

初回契約時無料が適用されるドメイン: com, net, org, biz, info, de, at, ch, fr, eu, nl, com.mx, es, co.uk, it, ru, pcp, pl, be, com.pl, se, me, ll, name, website, online, shop, store, click, rocks, nu

[.jp] などの別種ドメインは、ドメインの取得/運用に初回契約時から費用がかかります。(追加ドメインとしていつでも取得できます)

外部で取得したドメインについては、無料でJimdoに接続することができます。

整理番号 4

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	[Redacted]
----	-------	------	-------	-----	-------	------------

使途項目 サーチャキー 支出証拠書

7811 - 0011

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 大石 哲 司)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>専務所費</u> ・人件費		
内 容	月極駐車場料金		
年 月 日	平成31年 5月 1日~平成 年 月 日	金 額	3,000円

目 的	月極駐車場の借上げ
使 途	5・6月分の駐車場借上げ代
政務活動・ 県政との 関連性	県庁及び浜松市役所への中継拠点

《領収書貼付枠》

右記の5、6月分
を請求する。

$9,000円 \times 2/3月 = 6,000円$

$6,000円 \times 1/2 = 3,000円$

領 収 証 No. _____

大石 哲 司 様 H31年 4月 2日

49000

月極駐車料金(5~6月分)

上記正に領収いたしました

〒431-3114 浜松市東区積志町816
積志駅前駐車場

内 訳
 税抜金額
 消費税額(%)

領収証 No.12

按分の理由 政務活動と私用で按分	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	6,000円	1 / 2 %	3,000円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	5
------	---

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 大石 哲司)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて打合せ		
年月日	令和元年 5月 7日~平成 年 月 日	金額	4,580 円

目的	会派内調整及び打ち合わせ
使途	交通費 (浜松 ⇄ 静岡)
政務活動・ 県政との 関連性	会派内の組織等の調整を行った。

《領収書貼付枠》

別紙のとおり

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動に係るものである。	4,580円	100%	4,580円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

残高ご利用明細

残高履歴 (最新 20件)

月日	時刻	乗車	運賃	降車	残額
19-5-7	2110	新浜松駅	-240	積志駅	¥3670
19-5-7	1200	積志駅	-240	新浜松駅	¥3910
					¥4150

19-5-7 21:16

積志駅101発行
遠州鉄道株式会社

@240円 x 2 = 480円

領収書

Receipt 2019.-3.22 様

領収年月日 2019.-3.22
金額 ¥12,300 (消費税等込み)

(クレジット扱い)

購入商品 JR乗車券類 JR tickets

(60027 7枚)

東海旅客鉄道株式会社

浜松駅

浜松駅MV9発行

00028-02

印紙税申告納

付につき名古屋中村

税務署承認済

12,300円 x 6枚 = 2,050円/枚
6枚中、2枚使用

@2050円 x 2 = 4,100円

新幹線回数券 (白) 455
(乗車券・新幹線自由席/特定特急券) -79

静岡 ↔ 浜松

- ・新幹線の普通車自由席に限り有効です。
- ・途中駅で下車した時は前送は無効になります。
- ・区間変更、指定席への変更等の取扱いはできません。
- ・全券片未使用の場合に限り、払い戻します。(繰05)
- 3月22日から-7月-1日まで有効 **C制** R504
- ・-4/27~5/6は利用できません。

2019.-3.22浜松駅MV9 (3-) 60027-07 C53

新幹線回数券 (白) 455
(乗車券・新幹線自由席/特定特急券) -79

静岡 ↔ 浜松

- ・新幹線の普通車自由席に限り有効です。
- ・途中駅で下車した時は前送は無効になります。
- ・区間変更、指定席への変更等の取扱いはできません。
- ・全券片未使用の場合に限り、払い戻します。(繰06)
- 3月22日から-7月-1日まで有効 **C制** R504
- ・-4/27~5/6は利用できません。

2019.-3.22浜松駅MV9 (3-) 60027-08 C53

自動車リース料金経費の内訳

政務活動費をリース代として充当するため、リース料総支払額より充当困難な経費を除外する。なお、リース基本契約料には、車両本体、取得税、登録諸費用、自動車税及び任意保険料により構成されている。

記

項目内容	金額	月額リース料	摘要
リース料総支払額・・・a	2,311,260	38,521	
うち、任意保険料分・・・b	104,754	8,730	
bの内、対人対物賠償相当額・・・c	45,244	3,770	

リース料総支払額に含まれる任意保険料のうち、対人対物賠償相当額以外の車両保険等に係る部分を控除する。

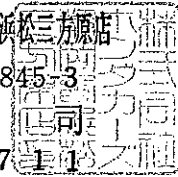
$$a - (b - c) = 33,561 \text{ 円 (月額)}$$

契約者 浜松市東区積志町847-1 大石哲司

と締結したカーリース契約については、上記の通り相違ありません。

平成27年 8月 8日

株式会社 ホンダカーズ静岡西浜松三旗店
静岡県浜松市北区初生町845-3
店長 田代 眞
TEL 053 - 438 - 3711



整理番号 7

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 大石 哲司)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	有玉北町連絡会参加費		
年月日	令和元年5月10日～平成	年月日	金額 5,000円

目的	有玉北町の4自治会の正副会長との意見交換会への参加
使途	意見交換会への参加費
政務活動・ 県政との 関連性	有玉北町地域内の自治会役員と、今回は主に統一地方選の結果と浜松市の区割りの変更について意見交換をした。地域の意見をこれからの政務活動に生かしていく。

領収証

静岡県議会議員
大石 哲司 殿

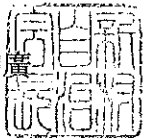
令和元年5月10日

金 6,000 円也

但し、有玉北町自治会連絡会、懇親会費として
上記正に領収いたしました

有玉北町自治会連絡会監事

有玉北町新村自治会会長 市川 和廣



※ 開催通知は、別紙のとおり。飲食が伴うため、5千円を上限とする。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動の一環で自治会役員との意見交換。	6,000円	100%	5,000円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

県議会議員
大石 哲司 様

平成 31 年 4 月 29 日

令和元年 担当幹事
有玉北町新村自治会
会長 市川 和廣

有玉北町自治会連絡会開催のご案内

新緑の候、皆様におかれましては、ますますのご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、何かとお忙しい時期ではありますが、下記の通り恒例の連絡会を開催しますので、万障お繰り合わせの上ご出席頂きますようご案内申し上げます。

記

1. 日 時 令和元年 5 月 10 日 (金) 午後 7 時より
2. 場 所 「亀 庵」総本店 有玉店 有玉北町 789-1 TEL053-432-0600
3. 出席者の範囲 各自治会の顧問・会長・副会長・会計で顧問・会計の出席は自由とします。
来賓として連合会長・県議会議員・市議会議員の出席をお願いしております。
4. 会 費 出席者 1 名につき 6,000 円 (当日会場にて、お支払下さい)
5. 出席者等の連絡 出席者の人数と別紙、有玉北町自治会連絡会 名簿を 5 月 6 日 (月) までに下記までご連絡下さい。

有玉北町新村自治会 会長 市川 和廣 TEL・FAX

携帯

整理番号 9

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチャキー 支出証拠書

780 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 大石 哲司)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	インターネットプロバイダ料		
年月日	令和元年 5月10日~平成	年月日	金額 648円

目的	インターネットの利用
使途	5月請求分の利用料
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

カード名称		金融機関名	
カード番号(一部非表示)		支店名	
今回のお支払日	2019年 5月10日(金)	口座番号(一部非表示)	
今回のお支払金額合計	3口 6,230円	口座名義	オオishi テ
ポイントサービス		*お支払いのご指定口座により、通帳印字が「JCB」	
A) 前月ポイント残高	B) ポイント対象金額	C) 当月獲得ポイント	D) 次回失効予定日とポイント数
243	6230	31	2020年3月末 212
E) 年間累計支払金額		ポイント利用加 ントはお買上 詳細は別欄<ホ	
14679			
利用日	利用先など	利用金額(円)	支払回数
	大石 哲司 様		
《ショッピング取組(国内)》			
2019-331	ヤフー・ジャパン	1296	1回
2019-331			
2019-331			
◆お支払小計			6230
◆◆今回のお支払金額総合計			6230

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	1,296円	1 / 2 %	648円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 10

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー

支出証拠書 (自動車燃料代)

780 - 004

【 5 月分】 (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・大石 哲 司)

区 分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	H31年 4月26日	R 元年 5月11日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費		円 × km / km	2,263円

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)

※領収書による充当方式


・積上げ方式

: 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)

○ 充当限度割合による按分: 領収書金額 (円) × 充当限度割合 1/2

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 大石 哲 司 ㊤

《領収書貼付枠》



領収書 (領収書)
2019年05月11日 18:23

売上
33411111111111111111 様

カード番号 (マイレバ) カード
020101 美幸番

レギュラーガソリン P-04
31.00L 146円 * ¥4,526

合計 ¥4,526 (内消費税等(8.00%) ¥336)

クレジット支払
有効期限: XX/XX/NC
支払方法: 一括払い
承認番号: 0000248
カード番号: [REDACTED]
Tポイント: [REDACTED] 20P

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下さ
い。

有限会社高林商店 有玉SSS
浜松市東区有玉北町1248-1
TEL: 053-434-0172 SS-480140
場所コード: 8232
JAN No 5349-01
〒4109974-9976
電話番号 17-17690
023 [REDACTED]
2019/05/11

按分の理由 政務活動と私用で按分	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4,526円	1 / 2 %	2,263円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 //

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 大石 哲 司)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報謝費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	セミナー参加旅費 (日経グローバル)		
年 月 日	令和 元年 5月13日~平成 年 月 日	金 額	16,020円

目 的	セミナー参加
使 途	セミナー参加旅費
政務活動・ 県政との 関連性	別紙報告書

《旅費の計算》

自宅 ⇄ 浜松駅 @240円×往復
 浜松駅 ⇄ 東京(会場) 15,540円
 計 16,020円

残高ご利用明細

残高履歴 (最新 20件)

月日	時刻	乗車	運賃	降車	残額
○-513	1850	新浜松駅	-240	積志駅	*3190
○-513	1030	積志駅	-240	新浜松駅	*3430
					*3670

領 収 書

Receipt 様
 領収年月日 2019.-5.13
 金額 ¥15,540(消費税等込み)
 (クレジット扱い)
 購入商品 JR乗車券類 JR tickets
 (10043.4枚) 印紙税申告納
 東海旅客鉄道株式会社 付につき名古屋中村
 浜松駅 税務署承認済
 浜松駅MV9発行 20044-02

19.-5.13 18:52

積志駅101発行
遠州鉄道株式会社

按分の理由 全て政務活動である。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	16,020円	100%	16,020円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

様式第2号

決 裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
<p>県外調査概要書</p> <p>令和 元年 5月14日</p> <p>会派名・議員氏名 ふじのくに県クラブ 大石哲司</p>						
目 的	<p>日経グローバルセミナー</p> <p>「SDGs先進都市 京都の取り組み」 聴取</p>					
年 月 日	令和 元年 5月13日					
場 所	東京都千代田区大手町 日経東京本社6F セミナールーム2					
内 容	<p>1 行程 浜松 ⇄ 東京</p> <p>2 応対者 京都市長 門川 大作 氏</p> <p>3 聴取内容 京都市教育長から市長へ挑戦し、現在3期目。昨年、全国各地で学校の教室へのエアコン設置の問題が噴出したが、京都では10年以上前に設置率100%を達成。SDGsが取りざたされる以前より、「だれ一人取り残さない社会の実現」に積極的に取り組み、日経新聞の実施した全国815の市区の先進度調査で、第一位となった京都市の事例を聴取した。</p> <p>4 県政への反映 京都市では、SDGsという国連の17の目標が掲げられる以前から、一人一人を大切にする子育て支援、教育・福祉・人権等々、様々な取り組みが市民ぐるみで行われてきており、京都議定書が調印された年の責務として推進している持続可能な都市づくりは、本県にとって検討に値する先進事例であり、委員会の研究対象としていく。</p>					

日経グローバルセミナー

SDGs先進都市 京都の取り組み

開催日

2019年5月13日(月)

会場

日本経済新聞社 東京本社6階
「セミナールーム2」

日本経済新聞社
地方部

整理番号	12
------	----

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 大石 哲司)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	色上質紙 購入費		
年月日	令和元年 5月13日~平成	年月日	金額 3,400円

目的	色上質紙の購入		
使途	資料の印刷		
政務活動・ 県政との 関連性	-----		
<領収書貼付枠> 別紙のとおり			

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分。	6,800円	1 / 2	3,400円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領収書管理番号: 090511455-2

領収書

注文番号: 23100-090511455-2

大石 哲司 様

¥6,800-

(税込)

但 色上質紙

決済方法 : クレジットカード

2019年 5月 13日 上記正に領収いたしました

〒700-0825 岡山県岡山市北区田町 1-10-1

サンワサプライ株式会社
サンワダイレクト

TEL 086-223-5680
<http://direct.sarwa.co.jp>
E-mail : direct@sarwa.co.jp



整理番号 13

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

779 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 大石 哲 司)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請精等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県政活動報告誌郵送料		
年 月 日	令和 元年 5月16日~平成 年 月 日	金 額	22,608円

目 的	県政活動報告誌の送付
使 途	県政活動報告誌の郵送
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動の一環として、活動報告誌を作成・配布している。

《領収書貼付枠》

領収書

様

[別納引受] 区内特別基 @72	314通	18.5g	¥22,608
小 計	314通		¥22,608
郵便物引受合計通数	314通		¥22,608
課税計			¥1,674
(内消費税等 非課税計)			¥0
合計			¥22,608
お預り金額			¥25,000
おつり			¥2,392

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2019年5月16日 13:27
相 当 行 No. 190316AY133
通 達 先 No. 190316AY133
TEL: 053-434-3060

支払者 大石 哲 司

按分の理由 すべて政務活動である。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	22,608円	100 %	22,608円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 14

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

779 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 大石哲司)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>聴取費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政活動報告誌郵送料		
年月日	令和元年5月17日~平成	年月日	金額 10,004円

目的	県政活動報告誌の送付
使途	県政活動報告誌の郵送
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動の一環として、活動報告誌を作成・配布している。

《領収書貼付枠》

領収書

様 [別納引受] 第一種定形 ⑧82 122通 小計 郵便物引受合計通数 課税計 (内消費税等 非課税計)	19,004 ¥10,004 ¥10,004 122通 ¥10,004 ¥741 ¥0	△計 お預り金額 おつり ¥10,004 ¥10,005 ¥1
--	---	--

〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時：2019年5月17日 11:29
 担当：[REDACTED] 端N33箱02
 発行NO. 190017A0303
 連絡先：横志郵便局
 TEL: 053-434-3060

支払者: 大石哲司

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
すべて政務活動である。	10,004円	100%	10,004円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	15
------	----

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 大石哲司)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	日経グローバル購読料		
年 月 日	令和 元年 5月17日～平成 年 月 日	金 額	91,368円

目 的	情報の収集
使 途	株)日経BPマーケティング社の「日経グローバル」の購読
政務活動・ 県政との 関連性	本誌は、グローバルな視点で地域再生の方向性、例えば自治体の経済改革や環境・景観を重視した取組など、他自治体の先端的な動きを情報収集しており、政務活動の一助にしていきたい。

《領収書貼付枠》

請求明細書及び領収書は別紙のとおり。
(送金手数料含む)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動に係るものである。	91,368円	100%	91,368円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 16

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチャー

支出証拠書 (自動車燃料代)

780 - 004

【5月分】 (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・大石哲司)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	R 元年 5月11日	R 元年 5月17日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法※	充当額 (円)
事務費		円× km / km	2,190円

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)


※領収書による充当方式

・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)

○ 充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合 1/2

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 大石哲司 ㊤

《領収書貼付枠》



納品書(領収書)
2019年05月17日 09:09

売上
販売店名: [REDACTED] 様
カード番号: [REDACTED]
車両番号 020101
レギュラーガソリン P-01
30.00L
148円 * 4,380
合計 ¥ 4,380
(内消費税等(8.00%) ¥ 324)
クレジット支払
有効期限: XX/XX NC
支払方法: 一括払い
承認番号: 0000260
カード番号: [REDACTED]
Tポイント: [REDACTED]
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

有限会社高林商店 有玉SS
浜松市東区有玉北町1248-1
TEL: 053-434-0172 SS-480140
場所コード: 8232
店番号 6139-01
〒501488-1490
電話番号 17-17775
022 [REDACTED]
2019/05/17

按分の理由 政務活動と私用で按分	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4,380円	1 / 2 %	2,190円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 17

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 大石 哲 司)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	浜松 ⇄ 静岡(草薙) 旅費 (県立美術館特別展)		
年 月 日	令和 元年 5月18日~平成 年 月 日	金 額	4,960 円

目 的	県立美術館特別展{古代アンデス文明展}
使 途	交通費(浜松 ⇄ 静岡)
政務活動・ 県政との 関連性	県立美術館特別展を視察。

《領収書貼付枠》 別紙のとおり



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動に係るものである。	4,960円	100%	4,960円

整理番号 18

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

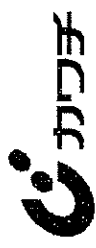
7810 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 大石 哲 司)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	来客用飲料水 (緑茶ペットボトル)		
年 月 日	令和 元年 5月18日~平成 年 月 日	金 額	818円

目 的	来客への湯茶の提供
使 途	飲料水の購入
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動の拠点となる事務所での来客接待。

《領収書貼付枠》



(株) カワチ薬品 浜北店
TEL 053-586-8831

日差しが気になるこれからの季節。
お出掛けの際の「紫外線対策」は
欠かせません！ぜひ、当店の化粧品
コーナーをお役立てくださいませ。
2019年05月18日(土)09:16 レジ0094


責：セルフレジ4

アマガ2L 6円 1,636
2コX単818 1,636

合計 (内税) 3,272 3,272
(内税) 1,636 1,636
(税合計) 1,636 1,636

お預り 2,040
お釣り 404
お買上点数 2点 404

(★印はセブン・イレブンの税制対象商品)
〈領 収 書〉
株式会社カワチ薬品



レシートNo8468 店No00199

按分の理由 政務活動と後援会活動 で按分。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1,636円	1 / 2 %	818円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 19

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

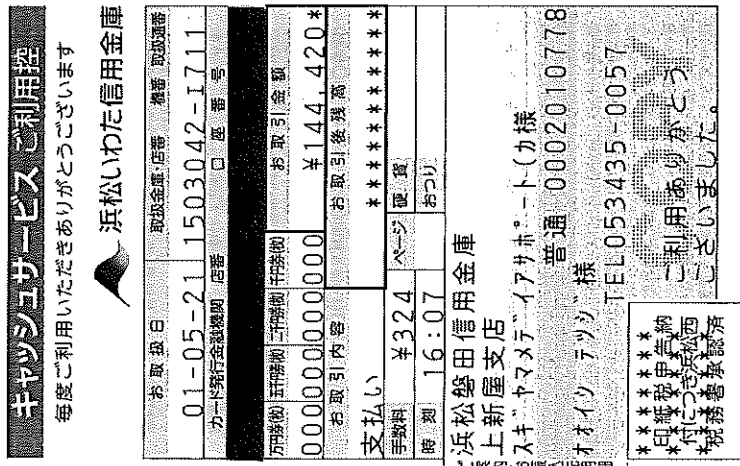
779-001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 大石 哲 司)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県議会活動報告誌 印刷代		
年 月 日	令和 元年 5月21日～平成 年 月 日	金 額	144,744円

目的	県政の広報活動
使 途	浜松市東区内への配布用
政務活動・ 県政との 関連性	県政のあらましを住民に公報するもの

《領収書貼付枠》



振込手数料 (324円) を含む。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動に関わるもの	144,744円	100%	144,744円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

御見積書

NO. _____

令和 元年 5月 15日

大石 哲司 様

杉山メディアサポート株式会社



本社営業本部 〒435-0046
 浜松市東区丸塚町196-1
 TEL<053>467-6000(代)
 FAX<053>467-6006

納入期日 _____

支払条件 _____

見積有効期限 発行日より30日以内

担当	
----	--

品名	数量	単価	金額
大石哲司様活動報告紙(制作・印刷代) (2019年第26号)	35,000 枚		144,420
	合計		144,420

領収証

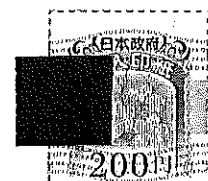
№ 029998

大石 哲司 様

令和 元年 5月 2日

¥ 144,420 -

但し 県政報告誌印刷代 として
 上記の金額正に領収致しました



取扱者

現金		相殺	
小切手		値引	
手形		振込	✓

Sugiyama Media Support Co., Ltd.
 杉山メディアサポート株式会社

■ 本 社 / 〒431-2103 浜松市北区新都田1-10-2 TEL (053) 484-1171(代)
 ■ 営業本部 / 〒435-0046 浜松市東区丸塚町196-1 TEL (053) 467-6000(代)
 ■ 営業所 / 静岡・東京

御請求書

〒 431-3114


2019年05月20日締

No. 047275

浜松市東区積志町496-1

(1/1)

大石哲司 様

株式会社
 **浜松中日サテライトセンター**
 〒435-0028 浜松市東区銀中町7-42
 TEL (053) 463-0047
 FAX (053) 463-0560

今回御請求額
110,160

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

前回請求額	前回入金額	前回繰越額	今回売上額	今回請求等	消費税	売上額合計
0	0	0	102,000	0	8,160	110,160

日付	伝票No.	広告主	サイズ	数量	単価	金額	消費税	合計金額
05/20	016998	大石哲司	普通版	9,950	3,000	29,850		
				24,050	3,000	72,150	8,160	110,160

ご利用明細  **静岡銀行**

ご利用ありがとうございます。
 内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号	
01:05:23		059
銀行番号	店番号	科目
		口座番号
お取扱店	お取引内容	お取引金額
0346	お引出し	¥110,160
お取扱枚数	*****	
	おつり	残高

キャッシング	手数料	時刻
	¥324	13520160
お振込先明細書 シス`オカ ナツ`カ 普通 62238 カ)ハママツチユニチサーヒ`スセンタ ー 様 オオイソ テツシ` 様 TEL053-435-0057		

06.520.38 (裏面もご覧ください)

総合計	102,000	8,160	110,160
-----	---------	-------	---------

※お振込の際の手数料はお客様のご負担でお願い申し上げます。
 すでに御支払い済の場合、この請求書と行き違いになった
 ものですので、御了承下さい。

(お振込先) 静岡銀行名塚支店 (普) 0062238
 三菱UFJ銀行浜松支店 (普) 0540515

05838

領 収 証

大石 哲司 様

令和
平成 元年 5 月 23 日

金 額	百万	拾万	万	千	百	拾	円
	¥	1	1	0	1	6	0

但し折込料金 24,000 枚 折込日 5 月 20 日

上記金額正に領収致しました。消費税は含まれています。



 (株) 浜松中日サービスセンター

〒435-0028 静岡県浜松市南区飯田町742番地
TEL<053>466-0547(代) FAX<053>466-0560

431-3114
静岡県浜松市東区積志町496-1

ご請求日 2019年 5月16日

大石哲司事務所 様

請求書管理番号 [REDACTED]
〒330-0854
さいたま市大宮区桜木町1-11-5



1905171 2111 000000 1/2 1 0007921#

株式会社サイサン
浜松営業所
TEL 053-486-5550

日頃は、当社をご利用戴きまして誠にありがとうございます。
お客さまのご利用金額は以下の通りです。

令和 1年 5月度
ご請求金額 3,486
お支払期限 6月 5日

ご請求書

※同封の振込み用紙にてお支払期限までにお振込みお願いいたします。
※期日までにお振込みがなく、振込み用紙再発行をご希望の場合は再発行手数料を申し受けます。

詳細については裏面をご覧ください。尚、契約解除によりお支払いがお済みのお客さまは、本請求書は無効になります。

ご利用内容	金額 (税込)	備考・お問合せ先等
ガス等	3,486	お問合せは、本請求書右上に記載の「窓口」まで
電気等	*****	エネワンが電気をお届けいたします。 詳しい内容は右記QRコード または0120-106-142
今月の割引	お知らせ *****	いつもご利用いただきありがとうございます。 今後とも変わらぬお引き立てのほど、 よろしくお願い申し上げます。



払込受領証
(コンビニエンスストア用)

払込人氏名
大石哲司事務所 様

お客様コード
[REDACTED]

金額
2019年 5月分
3,486
内消費税 258 円

受取人
株式会社 サイサン

受領印

収入印紙貼付欄

1905171
2111
0007921
コンビニーお客様渡し

お振込みの場合は、下記口座にお振込みお願いいたします。
お振込先： 浜松磐田信用金庫 高丘支店

当座 0236054

0007921# 1/2 00000814



年月日	ご請求金額内訳		金額	備考
**** **	大石哲司事務所 様 (お客さまコード: [REDACTED])			
	ご使用場所 静岡県浜松市東区横志町496-1			
		【数量】 【単価】		
2019 5 6	ガス基本料金		1,800	
2019 5 6	ガス使用量料金	2.1m ³	1,228	
	ご使用期間 5月9日 ~ 5月6日 (99日間)			
	今回指針 2.1 前回指針 611.0			
	前回ご使用量 2.2m ³			
2019 5 16	振込用紙発行手数料		200	
	(税抜金額 3,228円 消費税相当額 258円) 税込小計		3,486	
	< 5月6日検針分料金表 > (税抜)			
		基本料金	従量単価	使用量
	0m ³ ~ 7.0m ³	1,800.00円	585.00円	2.1m ³
	7.1m ³ ~ 20.0m ³	—	565.00円	
	20.1m ³ 以上	—	535.00円	
	※次月も同じ料金表でご請求させていただく予定です。			
		当月税抜合計金額	3,228	
		当月税込合計金額 (内消費税: 258円)	3,486	
		ご請求金額合計	3,486	

整理番号	22
------	----

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 00/

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 大石 哲 司)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	積志地区自治会連合会議員懇談会への参加費		
年 月 日	令和 元年 5月24日~平成 年 月 日	金 額	5,000円

目 的	連合会幹事会の構成自治会長との意見交換
使 途	懇親会への参加
政務活動・ 県政との 関連性	積志地区自治会連合会の幹事会の5自治会長との意見交換。今回は、統一地方選挙の結果と政令市の行政区がメインテーマであった。いずれも、県政に係る事項であり、県民の意見を政務活動の参考にしていく。

《領収書貼付枠》


領 収 書

静岡県議員 大石 哲 司 様

金額 5,000円也

但し、積志地区自治会連合会懇親会費

令和元年 5月 24日



積志地区自治会連合会
今 宿 今 宿
長 会

※ 開催通知は、別添のとおり。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動に関わるもの。	5,000円	100%	5,000円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

平成 31 年 4 月 18 日

静岡県議会議員

大石 哲司 様

積志地区自治会連合会
会 長 今宿 康一

議員懇談会の開催について

新緑の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃は、積志地区自治会の運営につきましては、多大なるご協力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、議員の皆様との懇談会を開催致したくご案内申し上げます。

ご多用中恐縮に存じますが万障お繰り合せの上、ご出席下さいますようお願い致します。

記

日 時	令和元年 5 月 2 4 日 (金) 午後 6 時より
場 所	なかじま 奈加島 TEL 5 4 5 - 4 4 6 6 浜松市東区有玉南町 1 3 6 3 - 1
会 費	5, 0 0 0 円

尚、ご都合により欠席の場合は、下記までご連絡頂きたいと存じます。

積志自治連会長 今宿 康一 携帯 [REDACTED]
連合会事務局 ☎ [REDACTED] (平日 9 : 00 ~ 12 : 00)

整理番号 23

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 大石 哲司)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読		
年月日	令和元年5月25日～平成	年月日	金額 930円

目的	社会情勢に関する情報の収集
使途	しんぶん「赤旗」日曜版5月請求分
政務活動・ 県政との 関連性	全国の最新情報を収集し、政務活動の参考にしていく。

<<領収書貼付枠>>

大石 哲司

新聞・雑誌名 部数 金額

「しんぶん赤旗」日曜版 1 930

日本共産党発行の **しんぶん赤旗**

領収書

930円

2019年 5月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

日本共産党西部地区委員会
〒433-8122
浜松市中区上島 2-13-17
TEL 053-474-2145

領収日 5/25 扱者

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動のために購読	930円	100%	930円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 24

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチャージ

支出証拠書 (自動車燃料代)

780 - 004

【5月分】 (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・大石哲司)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	R 元年 5月17日	R 元年 5月27日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費		円 × km / km	1,774円

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)


※領収書による充当方式

・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)

○ 充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合 1/2

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 大石哲司 ㊤

《領収書貼付枠》



納品書(領収書)
2019年06月27日 10:34

売上
品名: ガソリン
数量: 24.31L
単価: 146円
金額: 3,549円

合計
金額: 3,549円
(内消費税等(8.00%): 283円)

クレジット支払
有効期限: XX/XX NC
支払方法: 一括払い
承認番号: 0000260
カード番号: [REDACTED] 16P

Tポイント:
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に区別されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.ts!te.jpにてご確認下さ
い。

有限会社高林商店 有玉SS
浜松市東区有玉北町1248-1
TEL: 053-434-0172 SS-480140
場所コード: 8232
レジNo 7683-01
テ-5No4657-4659
カ-通番17-17953
006 [REDACTED] 2019/06/27

按分の理由 政務活動と私用で按分	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,549円	1 / 2 %	1,774円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	26
------	----

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 大石 哲司)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	朝日新聞デジタル版 購読		
年月日	令和元年 5月27日～平成	年月日	金額 490円

目的	最新情報の収集
使途	5月請求分
政務活動・ 県政との 関連性	最新の情勢を確認し、政務活動の参考とする。

《領収書貼付枠》

別紙のとおり

按分の理由 政務活動と私用で按分	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	980円	1 / 2 %	490円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

スマイルパーソナル Tカードプラス

当月お支払日

2019年 5月 27日 (月)

大石 哲司 様

当月お支払合計金額

196,969円

会員番号	
ショッピング利用可能枠	
割賦利用可能枠	※
*****(利用可能枠)*****	

(※) 当社カードを複数お持ちの場合、各カードにはそれぞれご利用可能枠の設定がございますが、ご利用いただける金額の合計は、カードのご利用可能枠のうち最も高い金額の範囲内となります。

ご返済口座 金融機関
 本支店
 口座番号
 口座名義 大石 哲司
※お客さま情報保護のため、口座番号表示の一部を省略させていただきます。

■ 当月お支払後の残高・残元本

(円)

ショッピング	リボルビング払い	支払後残元本	
	回数指定払い	支払後残高	
キャッシング	リボルビング払い	支払後残元本	

■ リボルビング払いの登録内容

	ショッピング	キャッシング
手数料率 (年利)		
月々の弁済金		
お支払コース	***	*****
支払方式		
ボーナス加算額		
ボーナス加算月		

※支払方式が「元金定額方式」の場合、月々の弁済金は、当該弁済金額に手数料/利息が加算された金額となります。

■ ご利用明細

- ※1 現金販売価格・現金提供価格、手数料がない場合、そのご利用分についての支払総額となります。
- ※2 包括信用購入あっせんの手数料。1・2回払いで手数料がある場合、その金額には消費税が含まれます。
- ※3 カードショッピングリボルビング払いの弁済金の算定方法は以下のいずれかになります。
 お客様の支払方式・手数料率 (年利) などは、上記「リボルビング払いの登録内容」をご確認ください。
 ①支払方式が「元金定額方式」の場合
 あらかじめ定められた金額に、毎月締切日 (5日) 時点のご利用残高×手数料率の手数を加算した額をお支払いいただきます。
 ②支払方式が「元利定額方式・元利定額スライド方式」の場合
 あらかじめ定められた金額を毎月お支払いいただきます。
 当月弁済金額には毎月の締切日 (5日) 時点のご利用残高×手数料率の手数料を含むものとします。
- ※4 翌月一括払いを除き、商品瑕疵、役務の未提供などを理由に支払を止めることができます。

ご利用日	利用店名	ご利用額	売上 種別	支払 回数	今回 回数	お支払金額	摘要
		手数料※2					
190301							
190301							
190301							
190301							
190301							
190301							
190301							
190301							
190301							
190301							

■ご利用明細

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額※1	売上	支払	今回	ご利用金額	摘要
		手数料※2	種別	回数	回数		
190301							
190301							
190301							
190301							
190301							
190301							
190301							
190301	アサヒシンプンデジタル	980	S	1	01	980	
190406							
190406							
190408							
190409							
190410							
190412							
190412							
190417							
190417							
190420							
190426							
190429							
190430							
190430							
190430							
190430							
190430							
190430							
190501							
	*** 当月ご利用金額 (小計) ***	196,872					
	明細書発行手数料	97				97	
	*** 当月ご利用金額 ***	196,872					
当月お支払合計金額						196,969	

【カードに関する各種お問合せ先】

株式会社アプラス カスタマーサポート

0570-008-789 (有料)

[受付時間] 9:30~17:30 (日・祝・年末年始休業)

※ラグジュアリーカード・ボルシェカードおよびゴールドカード会員の方は、カード裏面に記載の専用デスクへお問合せください

整理番号	27
------	----

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 大石 哲司)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	携帯電話料金		
年月日	令和 元年 5月27日~平成 年 月 日	金額	4,582円

目的	政務活動を行うための通信手段
使途	5月請求分の携帯電話料金
政務活動・ 県政との 関連性	—
<p>《領収書貼付枠》</p> <p>別紙のとおり</p>	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で按分	9,165円	1 / 2	4,582円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

スマイルパーソナル Tカードプラス

当月お支払日

2019年 5月 27日 (月)

大石 哲司 様

当月お支払合計金額

196,969 円

会員番号

ショッピング利用可能枠	
割賦利用可能枠 ※	

(※) 当社カードを複数お持ちの場合、各カードにはそれぞれご利用可能枠の設定がございますが、ご利用いただける金額の合計は、カードのご利用可能枠のうち最も高い金額の範囲内となります。

ご返済口座

金融機関

本支店

口座番号

口座名義 大石 哲司

※お客さま情報保護のため、口座番号表示の一部を省略させていただきます。

■ 当月お支払後の残高・残元本

(円)

ショッピング	リボルビング払い	支払後残元本	
	回数指定払い	支払後残高	
キャッシング	リボルビング払い	支払後残元本	

■ リボルビング払いの登録内容

	ショッピング	キャッシング
手数料率 (年利)		
月々の弁済金		
お支払コース	***	*****
支払方式		
ボーナス加算額		
ボーナス加算月		

※支払方式が「元金定額方式」の場合、月々の弁済金は、当該弁済金額に手数料/利息が加算された金額となります。

■ ご利用明細

- ※1 現金販売価格・現金提供価格、手数料がない場合、そのご利用分についての支払総額となります。
- ※2 包括信用購入あっせんの手数料。1・2回払いで手数料がある場合、その金額には消費税が含まれます。
- ※3 カードショッピングリボルビング払いの弁済金の算定方法は以下のいずれかになります。
お客様の支払方式・手数料率 (年利) などは、上記「リボルビング払いの登録内容」をご確認ください。
① 支払方式が「元金定額方式」の場合
あらかじめ定められた金額に、毎月締切日 (5日) 時点のご利用残高×手数料率の手数料を加算した額をお支払いただけます。
② 支払方式が「元利定額方式・元利定額スライド方式」の場合
あらかじめ定められた金額を毎月お支払いただけます。
当月弁済金額には毎月の締切日 (5日) 時点のご利用残高×手数料率の手数料を含むものとします。
- ※4 翌月一括払いを除き、商品瑕疵、役務の未提供などを理由に支払を止めることができます。

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額		売上 種別	支払 回数	今回 回数	お支払金額	領票 現地通貨額 (通貨別) / 換算レート / 換算円等
		金額	手数料率					
190301								
190301								
190301								
190301								
190301								
190301								
190301								
190301								
190301								

■ご利用明細

利用日	利用店名	ご利用金額※1	売上 種別	支払 回数	今回 回数	お支払金額	摘要
		手数料※2					現地通貨額(円換算) / 換算日 / 換算レート
190301							
190301							
190301							
190301							
190301							
190301							
190301							
190406							
190406							
190408							
190409							
190410							
190412							
190412							
190417							
190420							
190426							
190429							
190430							
190430							
190430							
190430							
190430	ドコモご利用代金0.5月分	9,165	S	1	01	9,165	
190501							
	*** 当月ご利用金額 (小計) ***	196,872					
	明細書発行手数料	97				97	
	*** 当月ご利用金額 ***	196,872					
	当月お支払合計金額					196,969	

【カードに関する各種お問合せ先】

株式会社アプラス カスタマーサポート
0570-008-789 (有料)

[受付時間] 9:30~17:30 (日・祝・年末年始休業)

※ラグジュアリーカード・ボルシェカードおよびゴールドカード会員の方は、カード裏面に記載の専用デスクへお問合せください

整理番号	28
------	----

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチャキー 支出証拠書

780 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 大石 哲司)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	インターネット接続料金		
年月日	令和元年 5月27日~平成	年月日	金額 1,620 円

目的	インターネットの接続
使途	5月請求分の支払い
政務活動・ 県政との 関連性	県政情報の収集等

《領収書貼付枠》

別紙のとおり

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	3,240円	1 / 2	1,620円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

スマイルパーソナル Tカードプラス

当月お支払日 2019年 5月 27日 (月)

大石 哲司 様

当月お支払合計金額 196,969円

会員番号 [REDACTED]

ショッピング利用可能枠	[REDACTED]
副貸利用可能枠 ※	[REDACTED]
枠*****利用可能枠*****	[REDACTED]

(※) 当社カードを複数お持ちの場合、各カードにはそれぞれご利用可能枠の設定がございますが、ご利用いただける金額の合計は、カードのご利用可能枠のうち最も高い金額の範囲内となります。

■ご返済口座

金融機関 [REDACTED]

本支店 [REDACTED]

口座番号 [REDACTED]

口座名義 大石 哲司

※お客さま情報保護のため、口座番号表示の一部を省略させていただきます。

■当月お支払後の残高・残元本

(円)

ショッピング	リボルビング払い	支払後残元本	
	回数指定払い	支払後残高	
キャッシング	リボルビング払い	支払後残元本	

■リボルビング払いの登録内容

	ショッピング	キャッシング
手数料率 (年利)	[REDACTED]	[REDACTED]
月々の弁済金	[REDACTED]	[REDACTED]
お支払コース	*****	*****
支払方式	[REDACTED]	[REDACTED]
ボーナス加算額	[REDACTED]	[REDACTED]
ボーナス加算月	[REDACTED]	[REDACTED]

※支払方式が「元金定額方式」の場合、月々の弁済金は、当該弁済金額に手数料/利息が加算された金額となります。

■ご利用明細

- ※1 現金販売価格・現金提供価格。手数料がない場合、そのご利用分についての支払総額となります。
- ※2 包括信用購入あっせんの手数料。1・2回払いで手数料がある場合、その金額には消費税が含まれます。
- ※3 カードショッピングリボルビング払いの弁済金の算定方法は以下のいずれかになります。
 - ① お客様の支払方式・手数料率 (年利) などは、上記「リボルビング払いの登録内容」をご確認ください。
 - ② 支払方式が「元金定額方式」の場合
 - あらかじめ定められた金額に、毎月締切日 (5日) 時点のご利用残高×手数料率の手数料を加算した額をお支払いいただきます。
 - ③ 支払方式が「元利定額方式・元利定額スライド方式」の場合
 - あらかじめ定められた金額を毎月お支払いいただきます。
 - 当月弁済金額には毎月の締切日 (5日) 時点のご利用残高×手数料率の手数料を含むものとします。
- ※4 翌月一括払いを除き、商品瑕疵、役務の未提供などを理由に支払を止めることができます。

利用日	利用店名	ご利用金額※1	元上 手数料※2	支払 回数	今回 回数	お支払金額	摘要
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
190301	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
190301	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
190301	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
190301	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
190301	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
190301	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
190301	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
190301	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
190301	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
190301	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
190301	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

■ご利用明細

利用日	ご利用内容	ご利用金額※1	売上 種別	支払 回数	会回 回数	お支払金額	現金払金額(普通貯蓄) 残高	ATM払金額	クレジット	その他
		手数料※2								
190301										
190301										
190301										
190301										
190301										
190301										
190301										
190406										
190406										
190408										
90409										
190410										
190412										
190412	マツカール	3,240	S	1	01	3,240				
190417										
190420										
190426										
190429										
190430										
190430										
190430										
90430										
190501										
	*** 当月ご利用金額 (小計) ***	198,872								
	明細書発行手数料	97				97				
	*** 当月ご利用金額 ***	196,872								
	当月お支払合計金額					196,969				

【カードに関する各種お問合せ先】

株式会社アプラス カスタマーサポート

0570-008-789 (有料)

[受付時間] 9:30~17:30 (日・祝・年末年始休業)

※ラグジュアリーカード・ボルシェカードおよびゴールドカード会員の方は、カード裏面に記載の専用デスクへお問合せください

スマイルパーソナル Tカードプラス

当月お支払日

2019年 5月 27日 (月)

大石 哲司 様

当月お支払合計金額

196,969 円

会員番号	
ショッピング利用可能枠	
割賦利用可能枠	※
*****ご利用可能枠*****	

(※) 当社カードを複数お持ちの場合、各カードにはそれぞれご利用可能枠の設定がございますが、ご利用いただける金額の合計は、カードのご利用可能枠のうち最も高い金額の範囲内となります。

ご返済口座

金融機関	
本支店	
口座番号	
口座名義	大石 哲司

※お客さま情報保護のため、口座番号表示の一部を省略させていただきます。

■ 当月お支払後の残高・残元本

(円)			
ショッピング	リボルビング払い	支払後残元本	
	回数指定払い	支払後残高	
キャッシング	リボルビング払い	支払後残元本	

■ リボルビング払いの登録内容

	ショッピング	キャッシング
手数料率 (年利)		
月々の弁済金		
お支払コース	***	*****
支払方式		
ボーナス加算額		
ボーナス加算月		

※支払方式が「元金定額方式」の場合、月々の弁済金は、当該弁済金額に手数料/利息が加算された金額となります。

■ ご利用明細

- ※1 現金販売価格・現金提供価格。手数料がない場合、そのご利用分についての支払総額となります。
- ※2 包括信用購入あっせんの手数料。1・2回払いで手数料がある場合、その金額には消費税が含まれます。
- ※3 カードショッピングリボルビング払いの弁済金の算定方法は以下のいずれかになります。
お客様の支払方式・手数料率 (年利) などは、上記「リボルビング払いの登録内容」をご確認ください。
①支払方式が「元金定額方式」の場合
あらかじめ定められた金額に、毎月締切日 (5日) 時点のご利用残高×手数料率の手数料を加算した額をお支払いいただきます。
②支払方式が「元利定額方式・元利定額スライド方式」の場合
あらかじめ定められた金額を毎月お支払いいただきます。
当月弁済金額には毎月の締切日 (5日) 時点のご利用残高×手数料率の手数料を含むものとします。
- ※4 翌月一括払いを除き、商品瑕疵、役務の未提供などを理由に支払を止めることができます。

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額	売上 種別	支払 回数	今回 回数	お支払金額	摘要
		手数料※2					
							現地通貨額(通貨略称)/換算レート/換算日等
190301							
190301							
190301							
190301							
190301							
190301							
190301							
190301							
190301							
190301							

■ご利用明細

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額※1		売上 種別	支払 回数	合回 回数	お支払金額	摘要	
		手数料※2						現地通貨額(通貨略称)の換算	換算日
190301									
190301									
190301									
190301									
190301									
190301									
190301									
190301									
190406	レントマイクログラブシキガイシヤ	7,980		S	1	01	7,980		
190406									
190408									
190409									
190410									
190412									
190412									
190417									
190420									
190426									
190429									
190430									
190430									
190430									
190430									
190430									
190501									
	*** 当月ご利用金額 (小計) ***	196,872							
	明細書発行手数料	97					97		
	*** 当月ご利用金額 ***	196,872							
	当月お支払合計金額						196,969		

【カードに関する各種お問合せ先】

株式会社アプラス カスタマーサポート
0570-008-789 (有料)

[受付時間] 9:30~17:30 (日・祝・年末年始休業)

※ラグジュアリーカード・ボルシェカードおよびゴールドカード会員の方は、カード裏面に記載の専用デスクへお問合わせください

整理番号	30
------	----

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーキー 支出証拠書

780 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 大石 哲 司)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	携帯電話使用料		
年 月 日	令和 元年 5月27日~平成 年 月 日	金 額	2,840円

目 的	政務活動を行うための通信手段
使 途	令和元年 5月請求分電話料
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

01-05-21
01-05-27
~~01-05-27~~
01-05-27 口座振替 *5,681円(引)トナリ

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で按分	5,681円	1 / 2	2,840円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 31

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

7811 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 大石 哲司)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	事務所電気代		
年月日	令和元年5月27日	～平成	年月日
金額	12,303円		

目的	事務所光熱水費
使途	事務所照明ほか
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動拠点の事務所照明等

＜領収書＞

ご利用カード
カード番号 [REDACTED]

作成日 2019年 5月14

ご指定引落口座
[REDACTED]
オオイシ テツジ

お客様の個人情報保護のため、カード番号とご指定引落口座番号を一部非表示しております。

お支払月分	2019年 5月分
お支払金額	24,606円
お支払日(引落日)	5月27日(月)

※弊社クレジットで同一口座のお引き落としがある場合、お支払日(引落日)の前日(金融機関営業日)まで

ご利用明細

「わいわいプレゼント」のポイント対象となるご利用分を*で表示(プラス0)

ご利用日	ご利用先など	商品内容など	ご利用金額	手数料/利息 (税額)	返済 回数	返済 日	今月の お支払金額
19-4-10	中部電力	[REDACTED]	24,606		1		24,606
							24,606

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	24,606円	1 / 2	12,303円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	32
------	----

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 大石 哲 司)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	封筒作成代金		
年 月 日	令和 元年 5月30日~平成 年 月 日	金 額	2,900円

目 的	角形2号封筒の作成		
使 途	文書等の郵送用		
政務活動・ 県政との 関連性	—		
《領収書貼付枠》			

領 収 証

No 031101

大石哲司事務所 様

令和元年 5月30日

¥ 5,800-

収 入
印 紙

但し 封筒作成代 (角形2号)
上記の金額正に領収致しました

現金	✓	相 殺	
小切手		値 引	
手 形		振 込	

Sugiyama Media Support Co., Ltd.
杉山メディアサポート株式会社

■ 本 社 / 〒431-2103 浜松市北区新都田1-10-2 TEL (053) 484-1171(代)
■ 営業本部 / 〒435-0046 浜松市東区丸塚町196-1 TEL (053) 467-6000(代)
■ 営業所 / 静岡・東京

取扱者

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	5,800円	1/2	2,900円
		50%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。